

第 16 回議会のあり方等検討特別委員会における決定事項

平成 21 年 9 月 30 日に開催されました第 16 回議会のあり方等検討特別委員会で決定された事項は下記のとおりです。

記

- 1 第 15 回議会のあり方等検討特別委員会議事概要の確認
- 2 第 16 回議会のあり方等検討特別委員会で決定された事項
 - (1) 議会基本条例素案の前文について
 - ① 「市民全体の公共福祉の向上を目指していく使命が課されている。」における「公共福祉」については、表現を再検討し、改めて次回の特別委員会に提案する。
 - ② 「議会は、市民と市政の接点（パイプ役）」の表現については、この役割は議会というより議員の役割に近いということで削除し、原案とする。
 - ③ 「地方が主体となる新しい地方自治の時代……市民に信頼される議会運営に取り組まなければならない。」については、「市民からの負託の原点である。」ということ、この条例原案の特徴である双方向性を残しながら出された意見を踏まえて文章の整理を行い、理事懇談会で議論したうえで次回の特別委員会に提案する。
 - ④ 条例制定趣旨が記述されている文章における「新たな地方自治の時代にふさわしい」を「新しい地方自治の時代にふさわしい」に改める。
 - (2) 第 1 章総則について
 - ① 第 2 条（基本方針）について、前文とも重複するがこの条例の持つ意義を明確にし、後段の各条文がこの方針に基づき規定されているという意味合いで 4 つの基本方針を置き、これを原案とする。
 - ② 第 3 条（用語の定義）においては、「市民」に係る規定だけを置く。
また、議論のあった「市内に在住」と「市内に居住」については「市内に在住」とする。
 - (3) 第 7 条（会派）について
 - ① 会派についての条文は、出された意見を踏まえて整理し、理事懇談会で論議した後、次回の特別委員会に提案する。
 - (4) 次回の特別委員会の開催日程について

- ① 特別委員会の日程を10月23日から29日の間で調整する。
- ② 11月の特別委員会開催日程を11月20日とする。